葉山町学校給食基本構想

― 学校給食センターの建設に向けて ―

平成 28 年 9 月

葉山町教育委員会

はじめに

葉山町の学校給食は、昭和 32 年４月から葉山小学校で給食の提供が始まり、現在小学校４校で完全給食、中学校２校でミルク給食が実施されています。

今、葉山町の学校給食は、２つの大きな問題を抱えています。ひとつは、中学校において完全給食を実施していないという問題、もうひとつは、小学校給食施設の老朽化という問題です。
いずれの問題も懸案となって久しく、特に、小学校の給食施設の老朽化については、食の安全に直接的に影響を及ぼす事案であり、早期の解決が望まれていたところです。

しかし、葉山町の学校給食を検討する過程においては、小学校の給食施設の老朽化について十分な説明が関係者になされていないこと、小学校給食の問題について適切に情報を発信しきれなかったことなどを考慮し、今後は、十分な対応を図ってまいりたいと考えています。

学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を子どもに提供することにより、子どもの健康の保持増進、体位の向上を図っています。また、食に関する指導を効果的に進めるために、給食の時間はもとより、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等において生きた教材として活用することができるものであり、大きな教育的意義を有しています。

今後は、皆様からいただいた貴重なご意見を踏まえつつ、関係する方々と協力しながら、この基本構想にそって、より安全で安心な学校給食の提供に取り組んでまいりたいと考えております。

目次

第1章　学校給食のあり方

1　中学校給食の現状 …… 1
2　中学校給食の検討 …… 4
3　中学校給食のあり方 …… 7
4　小学校給食の現状 …… 8
5　小学校給食のあり方 …… 11

第2章　給食センターの整備

1　児童生徒数の推計 …… 12
2　給食センターの規模 …… 14
3　給食センターの整備方法 …… 15
4　給食センターの建設候補地と、建設予定地 …… 16
5　給食センターの運営方法 …… 25
6　配送･運搬に関する留意事項 …… 32
7　給食センターの整備スケジュール …… 34
8　給食センターの整備費の目安 …… 35

第１章　学校給食のあり方

1 中学校給食の現状

（１）学校給食法の改正

平成 20 年６月、学校給食法が「学校における食育の推進」の観点から大幅に改正され、学校給食を取り巻く環境が大きく変わりました。

この改正では、第１条（この法律の目的）、第２条（学校給食の目標）など、制度の根幹部分が見直されました。

学校給食法

改正後	改正前
（この法律の目的） 第一条　この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。	（この法律の目的） 第一条　この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実を図ることを目的とする。
（学校給食の目標） 第二条　学校給食を実施するに当たつては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。	（学校給食の目標） 第二　条学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。
一　適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。	（新設）
二　日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。	一　日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。
三　学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。	二　学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。
四　食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。	（新設）
五　食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。	（新設）
六　我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。	（新設）
（削除）	三　食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。
七　食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。	四　食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。

（２）公立中学校における完全給食の実施状況

公立中学校における完全給食の実施状況は、平成 26 年５月１日現在、全国平均で 87.5%、神奈川県では 24.4%です。また、神奈川県において完全給食を実施（一部を含む）している自治体は、平成 27 年５月１日現在、19 市 13 町１村中、10 市８町１村です。

都道府県別学校給食実施状況（公立中学校数）

平成２６年５月１日現在

都道府県名		総数	完全給食		補食給食		ミルク給食		計	
			学校数	百分比	学校数	百分比	学校数	百分比	学校数	百分比
1	北海道	619	592	95.6	12	1.9	11	1.8	615	99.4
2	青森県	163	150	92.0	1	0.6	12	7.4	163	100.0
3	岩手県	168	147	87.5	4	2.4	17	10.1	168	100.0
4	宮城県	206	198	96.1	6	2.9	1	0.5	205	99.5
5	秋田県	121	120	99.2	-	-	-	-	120	99.2
6	山形県	103	96	93.2	6	5.8	-	-	102	99.0
7	福島県	226	222	98.2	-	-	4	1.8	226	100.0
8	茨城県	228	225	98.7	3	1.3	-	-	228	100.0
9	栃木県	165	160	97.0	-	-	-	-	160	97.0
10	群馬県	169	165	97.6	-	-	1	0.6	166	98.2
11	埼玉県	420	418	99.5	-	-	1	0.2	419	99.8
12	千葉県	382	382	100.0	-	-	-	-	382	100.0
13	東京都	629	617	98.1	-	-	9	1.4	626	99.5
14	神奈川県	414	101	24.4	-	-	162	39.1	263	63.5
15	新潟県	238	235	98.7	1	0.4	1	0.4	237	99.6
16	富山県	81	80	98.8	-	-	-	-	80	98.8
17	石川県	89	87	97.8	-	-	1	1.1	88	98.9
18	福井県	75	72	96.0	3	4.0	-	-	75	100.0
19	山梨県	86	84	97.7	-	-	-	-	84	97.7
20	長野県	191	186	97.4	-	-	2	1.0	188	98.4
21	岐阜県	185	184	99.5	-	-	-	-	184	99.5
22	静岡県	264	255	96.6	1	0.4	7	2.7	263	99.6
23	愛知県	418	417	99.8	-	-	-	-	417	99.8
24	三重県	159	105	66.0	-	-	15	9.4	120	75.5
25	滋賀県	100	58	58.0	2	2.0	3	3.0	63	63.0
26	京都府	169	121	71.6	-	-	5	3.0	126	74.6
27	大阪府	465	297	63.9	3	0.6	18	3.9	318	68.4
28	兵庫県	349	194	55.6	1	0.3	98	28.1	293	84.0
29	奈良県	105	76	72.4	-	-	4	3.8	80	76.2
30	和歌山県	126	94	74.6	-	-	-	-	94	74.6
31	鳥取県	61	47	77.0	-	-	12	19.7	59	96.7
32	島根県	99	93	93.9	-	-	4	4.0	97	98.0
33	岡山県	160	155	96.9	-	-	3	1.9	158	98.8
34	広島県	238	169	71.0	6	2.5	52	21.8	227	95.4
35	山口県	156	155	99.4	-	-	-	-	155	99.4
36	徳島県	85	84	98.8	-	-	-	-	84	98.8
37	香川県	70	70	100.0	-	-	-	-	70	100.0
38	愛媛県	137	136	99.3	-	-	-	-	136	99.3
39	高知県	108	67	62.0	-	-	22	20.4	89	82.4
40	福岡県	342	293	85.7	-	-	49	14.3	342	100.0
41	佐賀県	92	69	75.0	2	2.2	20	21.7	91	98.9
42	長崎県	177	166	93.8	-	-	10	5.6	176	99.4
43	熊本県	169	163	96.4	1	0.6	-	-	164	97.0
44	大分県	128	126	98.4	-	-	1	0.8	127	99.2
45	宮崎県	136	133	97.8	-	-	-	-	133	97.8
46	鹿児島県	228	227	99.6	-	-	-	-	227	99.6
47	沖縄県	149	148	99.3	-	-	-	-	148	99.3
計		9,648	8,439	87.5	52	0.5	545	5.6	9,036	93.7

（HP「政府統計の総合窓口」より）

（３）葉山町立中学校の現状

本町の中学校では、昭和 40 年代前半からミルク給食を実施しています。

また、生徒が弁当を持参できないときは、当日注文による仕出し弁当により対応しています。
仕出し弁当の注文数は、１日平均で葉山中学校 4.5 食、南郷中学校 16.5 食です。
葉山中学校と南郷中学校の食数が大きく異なる理由は、仕出し弁当を開始した経緯と周知方法にあります。葉山中学校は非常時の対応として開始周知されたのに対し、南郷中学校はパン注文の代替として開始周知されています。

〈仕出し弁当の注文数等〉

調査期間等	葉山中学校	南郷中学校
第１回　H23.２.14～H23.３.25（延 29 日間）	102 食	410 食
第２回　H23.10.11～H23.11.30（延 36 日間）	195 食	663 食
１日の平均食数	4.5 食	16.5 食
H23.５.１現在の生徒数	494 人	266 人
１日の平均喫食率	0.9%	6.2%
生徒用仕出し弁当の価格（教師用）	500 円（500 円）	400 円（500 円）

2 中学校給食の検討

（1）「葉山町立中学校給食拡大検討委員会報告書」の概要

学校給食会会長、ＰＴＡ、教職員、栄養教諭、栄養士、町職員で組織するこの委員会では、学校給食法や他県における中学校給食の実施率等から、中学校における完全給食の必要性を認めつつも、アンケート結果を踏まえ、持参弁当との選択式が現実的であると報告しています。

> 中学校の昼食のありかたとしては、アンケートの結果からも、弁当にもメリットがあり給食とどちらがよいかという結論は難しい。しかしながら、学校給食法の理念や他県での実施率、保護者の就労形態や負担からも、現実的に可能な方法で、検討を進めることが望ましい。
> （中略）
> 中学校の昼食については、生徒全員に原則として一律に提供する給食ではなく、持参の弁当等と栄養士による栄養価を考えた献立による「ランチボックス方式」とを選択できる方式、「選択型ランチボックス」が適当であると考えられる。
> なお、提供するにあたっての費用は、保護者の負担について配慮する必要がある。

（「葉山町立中学校給食拡大検討委員会報告書」（平成 26 年３月７日）より）

〈先進地視察〉
海老名市（デリバリー給食方式）
三浦市（センター方式）

〈アンケート〉
実　施　日 ： 平成 24 年 12 月３日～12 月７日
対　　象 ： 小学６年生 290 人及びその保護者 290 人
　　中学２年生 269 人及びその保護者 269 人
結果の概要 ： 質問１「中学校での昼食はどのような方法が良いと思いますか」

	弁当を持っていくのが良い	弁当が良いが、弁当・給食のどちらも選べると良い	弁当・給食のどちらも選べると良い	給食が良いが、弁当・給食のどちらも選べると良い	給食が良い
小学生	41%	30%	3%	6%	20%
中学生	34%	33%	5%	6%	23%
小学生保護者	6%	12%	3%	8%	70%
中学生保護者	12%	15%	9%	4%	60%

＊ 小数点以下を四捨五入して記載、そのため合計が 100%になっていない場合があります。

〈「葉山町立中学校給食拡大検討委員会報告書」における給食提供方式の比較〉

	メリット	デメリット	課題
中学校単独方式	➢ 給食の適温提供の面で優れている ➢ 状況に応じたきめ細かな対応ができる	特になし	➢ 各校に調理場の建設が可能か ➢ 建設費、人件費等が高額 ➢ 配膳に時間がかかり、時間割に影響が生じる
近隣小学校で調理し中学校に配送する方式	➢ 給食の適温提供の面で中学校単独方式の次に優れている ➢ 調理場建設が不要	➢ 小学校の教育活動の場が縮小する ➢ 小学校の管理運営負担が増える	➢ 小学校での用地確保 ➢ 調理場の改修費、人件費が高額 ➢ 中学校に配膳室等を整備する必要がある ➢ 調理場改修中の小学校給食の提供 ➢ 小学校と中学校の時間割の違い ➢ 配膳に時間がかかり、時間割に影響が生じる
センター方式	➢ 各校に調理場が不要 ➢ 給食の適温提供の面で近隣小学校の方式と同程度	特になし	➢ 用地確保 ➢ 建設費、人件費等が高額 ➢ 中学校に配膳室等を整備する必要がある ➢ 配膳に時間がかかり、時間割に影響が生じる
ランチボックス方式	➢ 調理場建設等の費用はかからない（民間の調理施設を活用） ➢ 維持管理は他の方式に比べかからない ➢ 配膳時間が短く、時間割等への影響が少ない	給食の適温提供が難しい	➢ 中学校に配膳室を整備する必要がある ➢ 他の方式ほどではないが、予算が必要 ➢ 一定以上の食数がないと請負業者が確保できない ➢ 完全提供型と選択型がある ➢ 注文方式の検討

＊ 上表は、中学校給食に限って比較したものです。

（２）「葉山町立中学校給食拡大検討委員会報告書」に対する教育委員会の検討結果

「葉山町立中学校給食拡大検討委員会報告書」に対して、選択式により喫食率が低下することに懸念を示したうえで、受益者負担に不均衡が生じることや事業者の撤退があり得ることを指摘し、原則完全給食を配膳型で実施する方法が、学校給食法の目的及び目標により有効であると報告しています。

> **（前略）**
> **栄養士による栄養価を考えた献立を業者弁当に付加させると、現在中学校に入っている業者弁当よりランチボックスの単価は上がることが予測される。そうなると、結論にある保護者の負担については、増えることになる。報告書では、「保護者負担については、配慮する必要がある」とあるが、そのためには、ランチボックスを注文した場合にのみ補助金を出し、ランチボックスの単価を下げる必要が出てくる。その際、注文による喫食率がほぼ全員であると補助金を出すことによる不公平さは少なくなるが、喫食率が例えば５０％を下回る場合には、弁当を持参した場合とランチボックスを注文した場合で不公平感が生じてしまう。**
> **（中略）**
> **葉山町立中学校生徒分の共同調理場を当町が建設し、完全給食を実施するという方向にも十分な合理性があると考えられる。また、これにより配膳型の給食を実施することになれば、生徒たちの給食は、温かいものを温かいまま提供されることになり、そのことも含めて、学校給食法の目的及び目標を満たす食事の提供が、十分可能になるものと考えられる。**

（「葉山町立中学校給食についてのまとめ」（平成 26 年５月 26 日）より）

3 中学校給食のあり方

葉山町における中学校給食については、以下の方向を実現することを目指します。

葉山町立中学校生徒分の共同調理場（給食センター）を当町が建設し、完全給食を実施する

なお、この方式に係る課題については、「配膳に時間がかかり、時間割に影響が生じる」など、「葉山町立中学校給食拡大検討委員会報告書」に挙げられたもの（本書 5 ページに再録）を共有しており、それぞれ関係者と協力しながら取り組んでいきます。

4 小学校給食の現状

（1）小学校給食施設の現状

現在の小学校給食は、献立、材料、味付け等について一定の評価があるほか、“栄養士や調理員とのふれあいがある”、“調理をする匂いがする”など、校内に調理場があることにメリットを感じている人々も少なくありません。

しかし、その一方、小学校の給食施設は、昭和 40 年代から 50 年代の人口急増期に建築されたもので、建築後 30 年以上が経過し、大規模な改修や建替えが必要な時期を迎えています。また、旧来の基準によって整備されたウエットシステムの床については、細菌の繁殖を防ぐドライ化も懸案となっています。

建替えについては、下表の「小学校の給食調理場の建築年月等」に示す現在の給食施設と、「建築面積の目安」を比べてみると、理想の広さに至らない実例の規模であっても、葉山小学校（741 食×0.8 ㎡＝592.8 ㎡）では約 2.8 倍、長柄小学校（481 食×0.8 ㎡＝384.8 ㎡）では約 1.4 倍、一色小学校（535 食×0.8 ㎡＝428 ㎡）では約 1.7 倍もの面積が必要となります。上山口小学校では約 0.7 倍（177 食×0.8 ㎡＝141.6 ㎡）となり、現在の面積で十分余裕がありますが、他の３小学校では、グランドなど学校敷地利用への影響が懸念されます。

小学校の給食施設の建築年月等

学校	建築年月	面積（㎡）	食数	床
葉山小学校	昭和 53 年　1 月	262	741	ウエットシステム
上山口小学校	昭和 49 年 10 月	205	177	
長柄小学校	昭和 51 年　3 月	267	481	
一色小学校	昭和 58 年 11 月	256	535	

＊ 面積には、事務室・廊下・休憩室等を含みます。

＊ 食数（内訳は P14 参照）は、平成 27 年５月１日時点のものです。

建築面積の目安　　単位：㎡

児童・生徒等の数	文部科学省による補助対象面積（炊飯あり）	実際の調理面積（炊飯あり）	備考
500 人以下	278	650	実例は、文部科学省による補助対象面積を上回り、実際の調理面積を下回る場合が多い（延床面積で１食あたり 0.8 ㎡程度が多い）。
501 人～1,000 人	356	800	

＊ 調理面積には、事務室・会議室・食堂・廊下・更衣室・休憩室等は含まれていません。

＊ 実際の調理面積（炊飯あり）とは、「学校給食施設設計の手引き」（学校給食衛生管理基準を踏まえた調理場建設、改築の手引書として、平成 22 年 10 月 29 日、有識者や厨房・建築の専門家等で構成される「電化厨房フォーラム 21」学校部会で作成されたものです。）に示された理想的な面積です。

（２）小学校給食に従事する職員等

葉山町の小学校において、１日に必要となる給食数は約 2,000 食です。また、平成 27 年３月１日現在、小学校給食に従事する職員等は 29 名（県費職員１名を含む。）です。

給食センターの整備にあたっては、現在、小学校給食に従事している職員等の状況や、現行の学校給食衛生管理基準（平成 21 年４月１日改正施行）を満たす神奈川県内の給食センター（公設公営）の従事者数等を参考にしながら、計画的、かつ、慎重に経営効率を高めていかなければなりません。

小学校給食従事者数　　平成 27 年 3 月 1 日現在

	栄養士･栄養教諭	調理職員	調理非常勤嘱託員	ｱﾙﾊﾞｲﾄ調理員	計
葉山小学校	１人	３人	５人	１人	10 人
上山口小学校	１人㈱	２人	１人	１人	５人
長柄小学校	１人㈱	２人	３人	１人	７人
一色小学校	１人	２人	４人	―	７人
計	４人	９人	13 人	３人	29 人

〈参考〉

① 共同調理場規模別学校給食調理員配置状況（公立）　　平成 26 年５月１日現在

児童生徒数 / 区　分	1,501 人 ～ 2,000 人	2,001 人 ～ 2,500 人	2,501 人 ～ 3,000 人
配置人員	1,768	1,753	1,291
共同調理場数	161	153	101
１箇所あたりの平均人員	11.0	11.5	12.8

（HP「政府統計の総合窓口」より抜粋）

② 昭和 60 年１月 21 日付け文部省体育局長通知「学校給食業務の運営の合理化について」抜書

昭和 35 年 12 月 14 日付け体育局長通知「学校給食に従事する職員の定数確保および身分安定について」において示した学校給食調理員の配置基準は、その後における共同調理場の普及、施設設備の近代化、パートタイム職員の増加等により現時の学校給食の実状に合致しない点もみられるので、設置者においては、地域や調理場等の状況に応じて弾力的に運用すること。

③ 給食センターと、葉山町における従事者数（平成 26 年度）

	所長	事務職員	栄養士等	調理職員	調理非常勤職員	ｱﾙﾊﾞｲﾄ調理員	配送員等	計
二宮町	１人(兼務)	１人	２人	２人	０人	13 人	12 人	31 人
大井町	１人	１人	２人	４人	０人	14 人	３人	23 人
葉山町	―	―	４人	９人	13 人	３人	―	29 人

＊ 調理能力は、二宮町 2500 食／日、大井町 2300 食／日です。葉山町は小学校のみで 2000 食／日です。

＊ 児童生徒 1501 人～6000 人の給食センターは、栄養士等２名が県費負担（教職員定数配置方針）です。

＊ 大井町におけるｱﾙﾊﾞｲﾄ調理員の１日の勤務は 11 名、配送員の１日の勤務は２名です。

④ 給食センターと、葉山町における人件費予算額（平成 26 年度）

	職員給与等	賃金	計
二宮町	20,152,000 円	24,805,000 円	44,957,000 円
大井町	40,878,000 円	14,791,000 円	55,669,000 円
葉山町	101,098,000 円	2,243,000 円	103,341,000 円

＊ 施設設備の能力差、業務委託の有無等が異なるため、③・④のデータの取り扱いには注意が必要です。

5 小学校給食のあり方

葉山町の学校給食全体のあり方を考えた場合は、中学校において完全給食を実施するこの機会に、小学校給食施設の老朽化対策（更新）を一体的に進めることが、『食の安全』と『効率性』の観点から適当であると考えます。

なお、以下は、小学校の自校方式が給食センターになった場合、どのようなことができるようになるのか、どのようなことが課題となるのか、その概要を整理したものです。

〈できることと、課題〉

小学校の自校方式が給食センターになった場合、このようなことができます。	● 床のドライ化を含む施設の老朽化問題が解決され、最新の設備に基づいて、より一層の「食の安全」を確保できます。 ● どの学校も、建替え工事により長期にわたって給食を停止することなく、新施設への移行ができます。 ● 給食調理員が一箇所に集中することにより、勤務シフト上の柔軟性が生まれ、給食調理員の休暇等による給食提供への影響を最小限に抑えることができます。 ● 複数の栄養士が配置されることにより、ホームページや「給食だより」の充実など、様々な情報発信が可能となります。 ● 見学コーナーを設けることにより、今まで見ることのできなかった給食室内部や実際の調理状況を見学することが可能になるなど、食育の推進を図ることができます。 ● 大規模設備を導入することにより、調理方法の拡大やメニューの充実を図ることができます。 ● 現在、各小学校では葉山町教育委員会が示した指針によりアレルギー対応を行っていますが、細部までは必ずしも統一されているとは言えません。調理場を一箇所に集約することで、４校共通のより安定的なアレルギー対応を行うことが可能となります。
自校方式の利点を継承するために、次のような課題があります。	● 地産地消を取り入れた献立。 ● きめ細やかなアレルギー対応。 ● 学校栄養職員、調理員と児童生徒のふれあい。 ● 学校行事等との連携の継承。

第２章　給食センターの整備

1 児童生徒数の推計

第二次葉山町教育総合プランの計画期間中における児童生徒数は、総数でほぼ横ばいですが、葉山小学校と、上山口小学校では減少が見込まれます。

また、「国立社会保障・人口問題研究所」の推計によれば、2060 年（平成 72 年）の葉山町の年少人口は、〈葉山町の年少人口の長期的な見通し〉のとおり大きな減少がうかがえます。

〈小学校の児童数の短期的な見通し〉

葉山小学校区

	H33入学	H32入学	H31入学	H30入学	H29入学	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
住民基本台帳	71	89	104	110	123	121	118	149	120	118	136
年間転出入等見込	5.7	6.3	7.3	0.7	1.0	—	—	—	—	—	—
入学までの転出入等見込	21.0	15.3	9.0	1.7	1.0	—	—	—	—	—	—
入　学　率	90.1%	90.1%	90.1%	90.1%	90.1%	91.7%	86.4%	93.9%	90.8%	88.1%	89.7%
児童数見込	82	93	101	100	111	111	102	140	109	104	122

上山口小学校区

	H33入学	H32入学	H31入学	H30入学	H29入学	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
住民基本台帳	23	15	20	23	29	24	32	32	25	19	33
年間転出入等見込	0.7	1.0	0.7	0.0	0.7	—	—	—	—	—	—
入学までの転出入等見込	3.1	2.4	1.4	0.7	0.7	—	—	—	—	—	—
入　学　率	91.1%	91.1%	91.1%	91.1%	91.1%	87.5%	103.1%	75.0%	96.0%	100.0%	84.8%
児童数見込	23	15	19	21	27	21	33	24	24	19	28

長柄小学校区

	H33入学	H32入学	H31入学	H30入学	H29入学	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
住民基本台帳	62	82	81	80	94	92	80	95	81	62	87
年間転出入等見込	4.7	4.7	5.3	3.0	2.3	—	—	—	—	—	—
入学までの転出入等見込	20.0	15.3	10.6	5.3	2.3	—	—	—	—	—	—
入　学　率	94.1%	94.1%	94.1%	94.1%	94.1%	94.5%	97.5%	93.6%	95.0%	91.9%	91.9%
児童数見込	77	91	86	80	90	87	78	89	77	57	80

一色小学校区

	H33入学	H32入学	H31入学	H30入学	H29入学	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
住民基本台帳	61	71	72	65	93	77	81	81	86	89	86
年間転出入等見込	4.3	6.0	1.3	4.7	1.7	—	—	—	—	—	—
入学までの転出入等見込	18.0	13.7	7.7	6.4	1.7	—	—	—	—	—	—
入　学　率	96.8%	96.8%	96.8%	96.8%	96.8%	97.4%	97.5%	93.8%	98.8%	96.6%	96.5%
児童数見込	76	81	77	69	91	75	79	76	85	86	83

小学校 計

	H33入学	H32入学	H31入学	H30入学	H29入学	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
児童数見込	258	280	283	270	319	294	292	329	295	266	313

＊ 住民基本台帳及び在校生の基準日は、H28.5.1 です。
＊ 年間転出入等見込は、当該学校区内における、同一学年次についての転出入等の、直近３年間の平均値です。
＊ 入学までの転出入等見込は、入学までの年間転出入等見込の合計です。
＊ H29～33 の入学率は、１年生～６年生の平均値です。
＊ 計算例：葉山小学校区の H33 年の入学者の場合、以下のとおりです。

〔71 人＋（1.0 人＋0.7 人＋7.3 人＋6.3 人＋5.7 人）〕×90.1%　82 人（端数切捨て）

計 21.0 人

〈中学校の生徒数の短期的な見通し〉

葉山中学校区

	H33入学	H32入学	H31入学	H30入学	H29入学	1年生	2年生	3年生
住民基本台帳	198	224	198	196	220	231	234	226
年間転出入等見込	—	—	—	—	—	—	—	—
入学までの転出入等見込	—	—	—	—	—	—	—	—
入　学　率	77.8%	77.8%	77.8%	77.8%	77.8%	78.3%	79.4%	75.6%
生徒数見込	153	174	153	152	171	181	186	171

南郷中学校区

	H33入学	H32入学	H31入学	H30入学	H29入学	1年生	2年生	3年生
住民基本台帳	113	133	114	92	122	119	104	120
年間転出入等見込	—	—	—	—	—	—	—	—
入学までの転出入等見込	—	—	—	—	—	—	—	—
入　学　率	79.4%	79.4%	79.4%	79.4%	79.4%	84.8%	75.0%	78.3%
生徒数見込	89	105	90	73	96	101	78	94

中学校　計

	H33入学	H32入学	H31入学	H30入学	H29入学	1年生	2年生	3年生
生徒数見込	242	279	243	225	267	282	264	265

＊ 住民基本台帳及び在校生の基準日は、H28.5.1 です。
＊ 転出入等は、考慮していません。
＊ H29～33 の入学率は、1 年生～3 年生の平均値です。

〈葉山町の年少人口（0～14 歳）の長期的な見通し〉

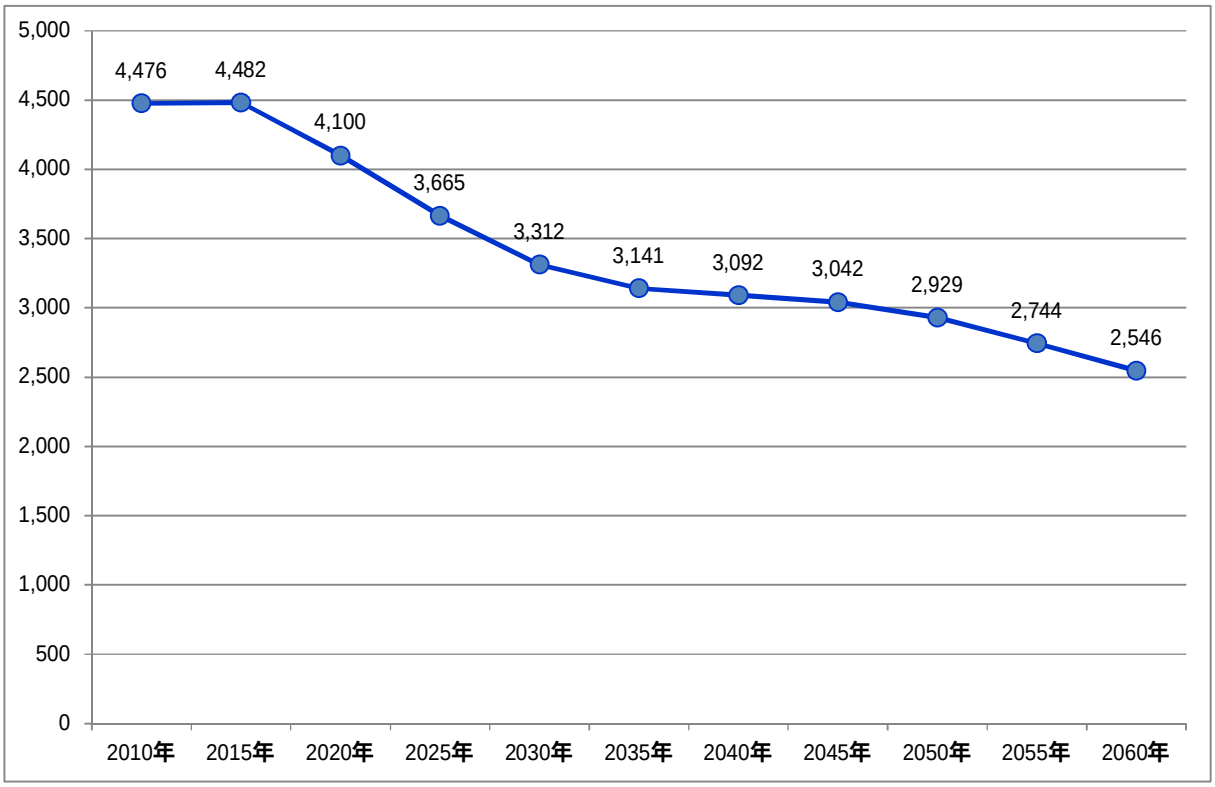

（2010 年までは国勢調査、2015 年からは国立社会保障・人口問題研究所の推計値）

2 給食センターの規模

給食センターの規模に影響する児童生徒数は、将来推計で減少が見込まれていますが、食数と規模の対応関係には、ある程度の幅があります。

そこで、給食センターの規模は、第四次総合計画に掲げる人口維持の構想から、平成 27 年５月１日の児童生徒数、教職員数、給食センター従事予定者数をもとに、『１日当たり最大 2800 食』の提供能力を有する給食センターとします。

〈平成 28 年５月１日時点の学級数・児童生徒数〉

（学級・人）

		学級数	児童生徒	教職員等	給食従事者	計
小学校						
	葉山小学校	21	688	38	11	737
	上山口小学校	6	149	17	5	171
	長柄小学校	15	468	33	7	508
	一色小学校	17	484	30	8	522
中学校						
	葉山中学校	15	538	36		574
	南郷中学校	9	273	24		297
計		83	2600	178	31	2809

＊ 学級数は特別支援学級を除きます。

＊ 給食センターの供用開始を予定している平成 31 年度の児童生徒数の推計は 2522 人です（参照： P12～13）。

3 給食センターの整備方法

給食センターの主な整備方法としては、葉山町が国の財政的な支援を受けながら自ら整備する方式のほか、ＰＦＩ方式（民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後又は事業期間終了後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式等。）など、民間事業者の協力を得て整備する方式が考えられます。

しかし、他地域での状況をみると、給食の外部委託に対しては、まだまだ不安のある保護者が少なくないことや、現在、小学校給食に従事している職員等の雇用を踏まえたうえで、早期に中学校給食の実現と小学校給食施設の老朽化対策を進めようとすると、給食センターの運営や給食の調理を外部委託することは難しいと考えられます。

また、給食センターの整備にかかる都市計画法や建築基準法の手続きからも、葉山町が自ら整備する方式が現実的であると考えられます（次項「4 給食センターの建設候補地と、建設予定地」参照）。

4 給食センターの建設候補地と、建設予定地

（1）候補地の選定基準

給食センターの建設候補地の選定基準は、以下のとおりとします。

- 1000～1450 平方メートル程度の建物の建築が可能な土地
- 市街化調整区域内の土地
- 配送車両が通行できる道路（4メートル以上）が敷地に接続されている土地
- 町有地の有効活用

〈土地の広さ〉

給食センターの建築面積は、他自治体の施設や「学校給食施設設計の手引き」を参考に、1000～1450 平方メートル程度を想定します。

単位：㎡

児童・生徒等の数	実際の調理面積（炊飯なし）	実際の調理面積（炊飯あり）
500 人以下	550	650
501 人～1000 人	700	800
1001 人～2000 人	1050	1150
2001 人～3000 人	1300	1450
3001 人～4000 人	1600	1800
4001 人～5000 人	1950	2150

＊ 調理面積には、事務室・会議室・食堂・廊下・更衣室・休憩室等は含まれていません。

（「学校給食施設設計の手引き」（電化厨房フォーラム 21）より）

学校給食衛生管理基準を満たしている神奈川県内の給食センター

自治体	建築面積	敷地面積	調理能力	完成	炊飯施設
二宮町学校給食センター	1068.75 ㎡	1700.72 ㎡	2500 食／日	平成 22 年 7 月	なし
大井町学校給食センター	1419.76 ㎡	2987.83 ㎡	2600 食／日	平成 20 年 3 月	なし

〈土地利用規制〉

建築基準法における給食センターの建築物用途は「工場」となるため、葉山町において『市街化区域』に給食センターを建築しようとする場合、建築基準法第 48 条の「ただし書き」に定める手続きが必要になります。

なお、同条に定める許可は、単に給食センターという用途だけを理由に得られるものではなく、周辺住民の理解を得ることが求められるほか、同法に定める建築審査会の同意が必要となります。

建築基準法

（用途地域等）
第四十八条　第一種低層住居専用地域内においては、別表第二(い)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

＊ 第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・近隣商業地域も同様です。

一方、葉山町が自ら『市街化調整区域』に給食センターを建設しようとする場合、都市計画法第 29 条第 1 項第 3 号の規定により、同法に定める開発行為の許可が必要ないため、『市街化区域』のような特別な手続は必要ありません。

都市計画法

（開発行為の許可）
第二十九条　都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。
　（略）
三　駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

都市計画法施行令

（適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物）
第二十一条　法第二十九条第一項第三号 の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
　（略）
二十六　国、都道府県等（法第三十四条の二第一項に規定する都道府県等をいう。）、市町村（指定都市等及び事務処理市町村を除き、特別区を含む。以下この号において同じ。）又は市町村がその組織に加わつている一部事務組合若しくは広域連合が設置する研究所、試験所その他の直接その事務又は事業の用に供する建築物で次に掲げる建築物以外のもの
イ　学校教育法第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校の用に供する施設である建築物

ロ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）による更生保護事業の用に供する施設である建築物
ハ　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所の用に供する施設である建築物
ニ　多数の者の利用に供する庁舎（主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供するものを除く。）で国土交通省令で定めるもの
ホ　宿舎（職務上常駐を必要とする職員のためのものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるものを除く。）

〈道路〉

配送車両は、２ｔトラックであることが想定されるため、幅員４メートル以上の道路に直結させます。

〈行政財産の効用の最大化〉

用地は、町有地を有効活用します。

（２）候補地

当初は、「上山口小学校の旧校舎の敷地」を唯一の建設候補地としていましたが、平成 28 年２月 29 日から３月 26 日までに開催した説明会（計 13 回）で、上山口小学校の通学路に対する不安を払拭しきれなかったという結果を受け、緑地の消失や造成費が高額になることを理由に検討から除外してきた斜面地も、「上山口小学校の旧校舎の敷地」の比較考量の対象になり得ると考え直し、以下のとおり候補地に追加します。

〈候補地１〉上山口小学校旧校舎敷地

候補地の中で、ただひとつの平坦地です。

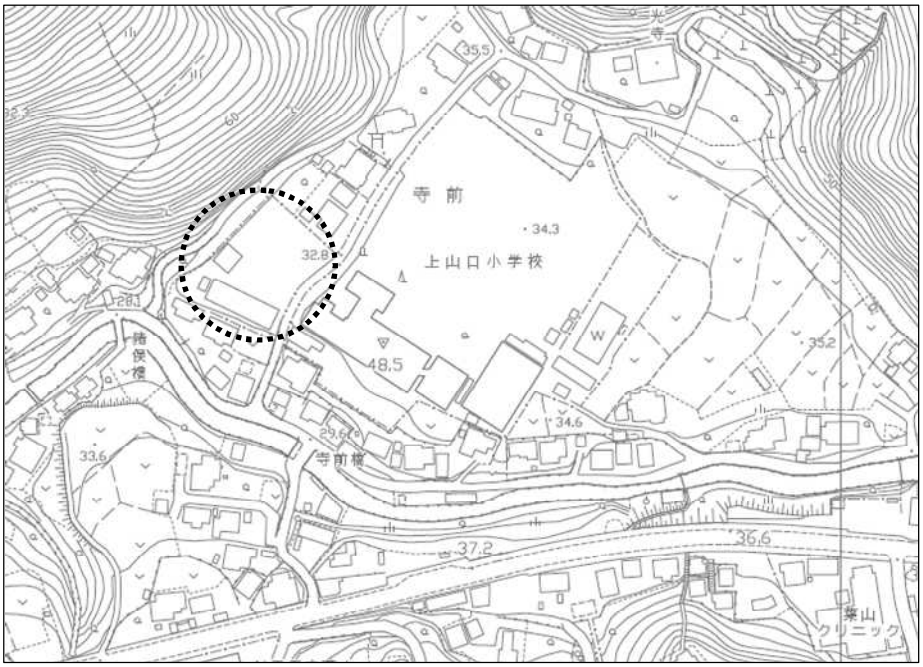

（面積：約 2,600 平方メートル／建ペイ率 50%・容積率 100%）

〈候補地２〉葉山中学校法面

葉山中学校を建設する際に造成した人工的な法面です。

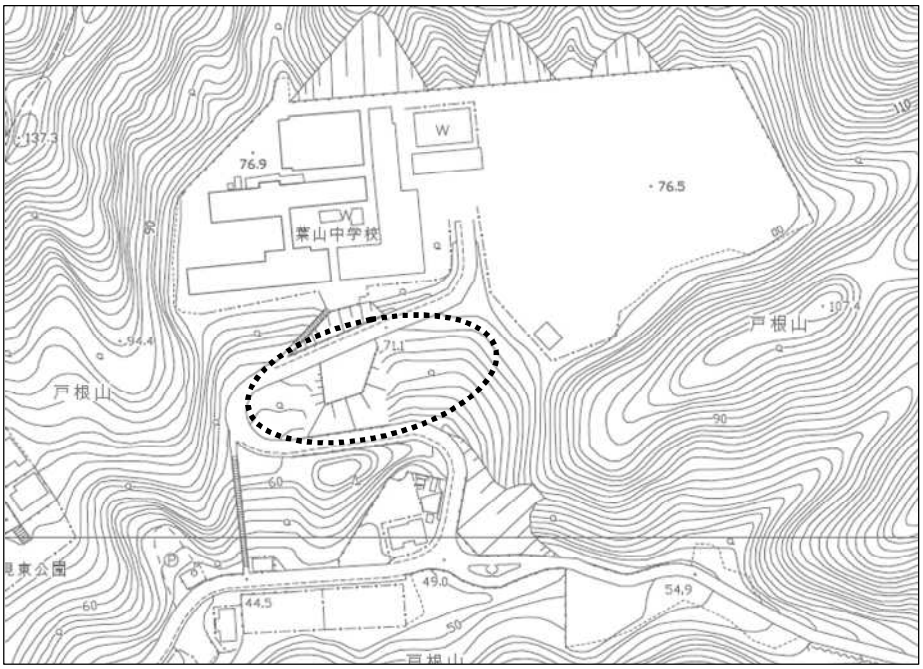

（面積：宅地造成工事の範囲による／建ペイ率 40%・容積率 100%）

〈候補地３〉葉山町役場職員駐車場と、その周辺

葉山町役場の職員駐車場として使用しています。南側（図面下側）斜面も町有地です。

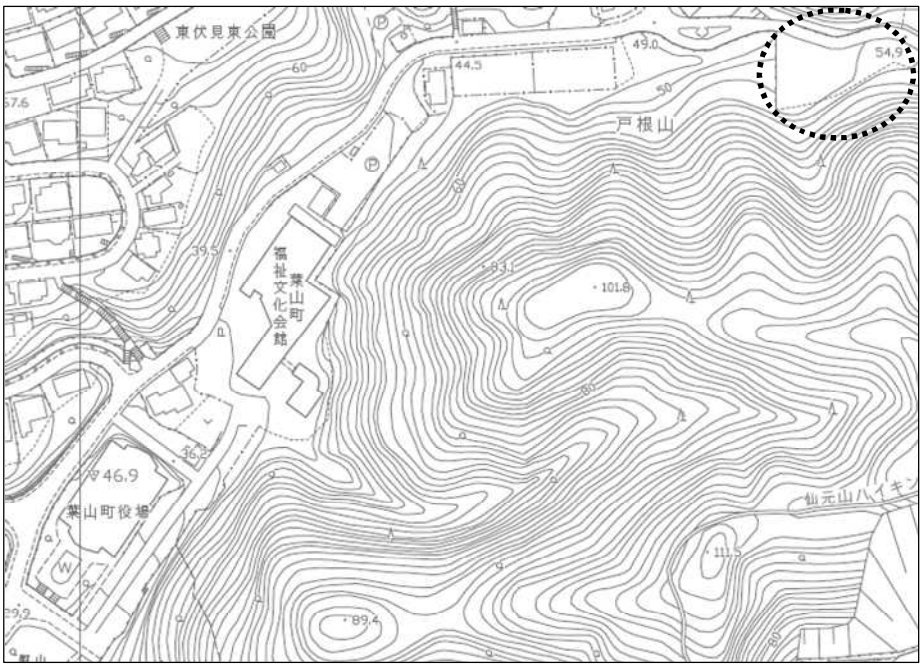

（面積：宅地造成工事の範囲による／建ペイ率 40%・容積率 100%）

〈候補地４〉南郷中学校法面

南郷中学校を建設する際に造成した人工的な法面です。

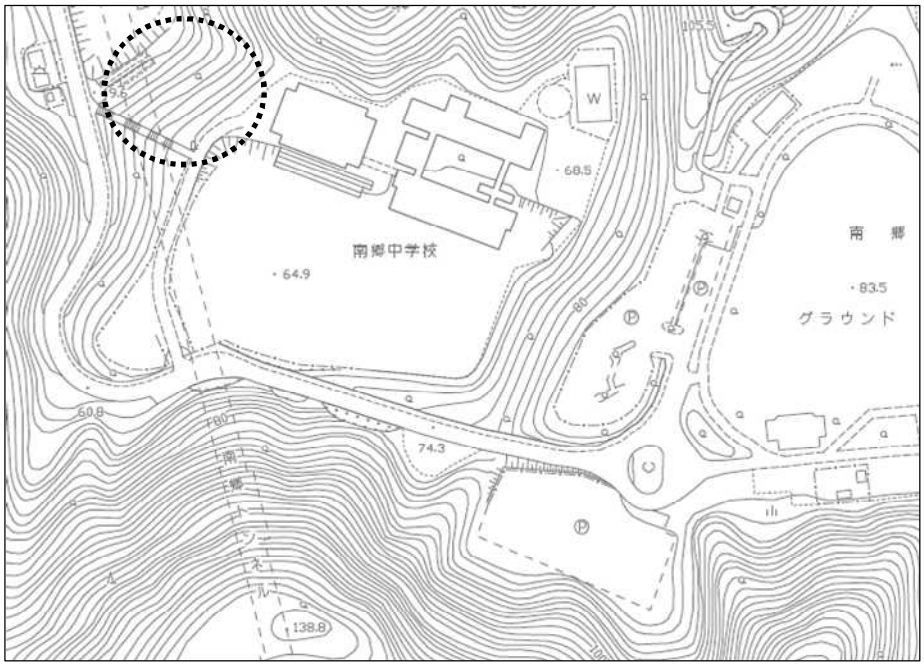

（面積：宅地造成工事の範囲による／建ペイ率 50%・容積率 100%）

〈候補地５〉湘南国際村周辺

湘南国際村地区地区計画に隣接する町有地です。

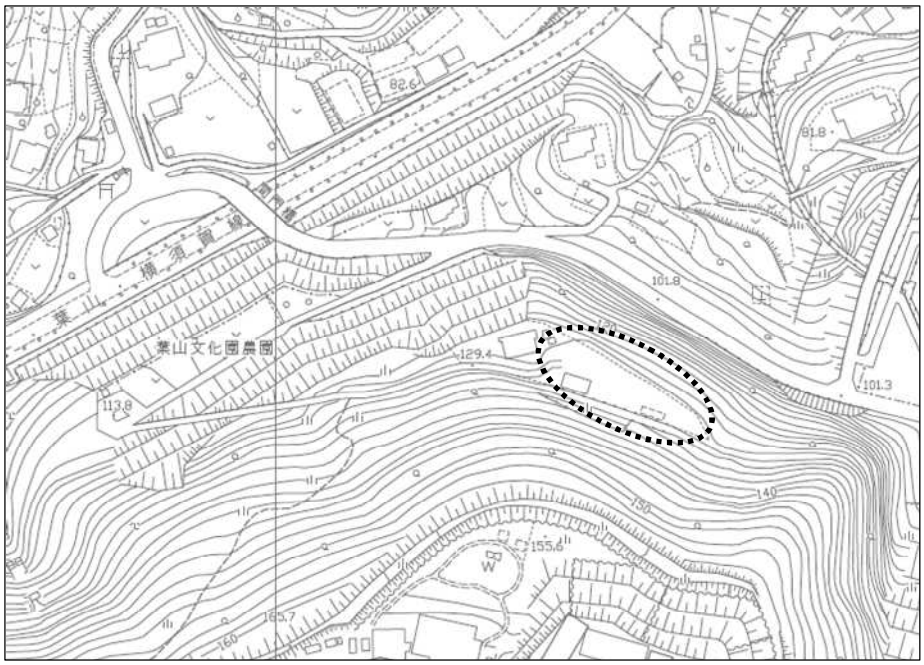

（面積：宅地造成工事の範囲による／建ペイ率 40%・容積率 100%）

（３）候補地の比較

	〈候補地１〉 上山口小学校旧校舎敷地	〈候補地２〉 葉山中学校法面	〈候補地３〉 役場職員駐車場と、その周辺	〈候補地４〉 南郷中学校法面	〈候補地５〉 湘南国際村周辺
土地の形状	宅地化された平坦地であり、造成工事が必要ない。	斜面地のため、宅地造成工事が必要であるが、町有地だけで面積は十分に確保できる。 緑地が消失する。	駐車場だけでは狭く、急斜面を整形するには大規模な造成工事が必要。 緑地が消失する。	敷地が狭い。 斜面地のため、宅地造成工事が必要。 緑地が消失する。	平坦地だけでは狭く、急斜面を整形する大規模な造成工事が必要。 緑地が消失する。 周辺道路との高低差が大きい。
土地の周辺	周辺 100 メートルの範囲に約 30 戸の住宅がある。	周辺 100 メートルの範囲にほとんど住宅がない。	周辺 100 メートルの範囲にほとんど住宅がない。	周辺 100 メートルの範囲にほとんど住宅がない。	周辺 100 メートルの範囲にほとんど住宅がない。
接道状況	町道 1111 号線。 幅員が４メートル程度のため、土地利用にあたり前面道路を６メートルに拡幅する必要がある。	車道幅員６メートル（２車線）、歩道幅員 2.5 メートル。 建築基準法第 42 条第１項第５号の指定等が必要。（注１）	町道牛ヶ谷・戸根山線。 幅員６メートル。	町道１号線。 車道幅員 6.6 メートル（２車線）、歩道幅員 2.3 メートル。	幅員 2.6～3.3 メートル。 地形的な制約から建築基準法に規定する道路に位置づけるための拡幅整備が困難。
周辺道路	通学路の安全対策として、路側帯をカラー舗装してあるが、幅員は狭い。	国道 134 号線まで歩車道が分離され、車道は２車線ある。	国道 134 号線まで歩車道が分離され、車道は２車線ある。（一部歩道なし。）	県道 311 号線まで歩車道が分離され、車道は２車線ある。	県道 27 号線まで車道が２車線ある。（歩道はない。）
配　送	各小中学校から距離があるため、〈候補地２〉・〈候補地３〉より時間がかかる。	葉山小学校・葉山中学校という大規模校に近いため、もっとも配送にかかる時間が短い。	葉山小学校・葉山中学校という大規模校に近いため、もっとも配送にかかる時間が短い。	各小中学校から距離があるため、〈候補地２〉・〈候補地３〉より時間がかかる。	各小中学校から距離があるため、〈候補地２〉・〈候補地３〉より時間がかかる。
排　水	BOD20 mg/ﾘｯﾄﾙ未満にする廃水処理施設が必要。（注２） 給食センターからの排水量によっては、町道の排水設備の整備が必要。	公共下水道への接続が可能（葉山町福祉文化会館前から延長）。 BOD600 mg/ﾘｯﾄﾙ未満にする廃水処理施設が必要。（注２）	公共下水道への接続が可能（葉山町福祉文化会館前から延長）。 BOD600 mg/ﾘｯﾄﾙ未満にする廃水処理施設が必要。（注２）	公共下水道への接続が不可能とまではいえないが、南郷交差点付近の工事は暗渠があり困難が予測される。	BOD20 mg/ﾘｯﾄﾙ未満にする廃水処理施設が必要。（注２） 排水施設を広範囲で整備しなければならない可能性がある。
熱　源	都市ガスがない。	都市ガスの引き込みが検討できる。	都市ガスの引き込みが検討できる。	都市ガスがない。	都市ガスがない。
初期費用	廃水処理は高額だが、初期費用に大きい影響のある造成工事費はもっとも安い。	廃水処理は（候補地１）より安いが、初期費用に大きい影響のある造成工事費が高い。	廃水処理は（候補地１）より安いが、初期費用に大きい影響のある造成工事費が高い。	廃水処理、初期費用に大きい影響のある造成工事費も高い。	廃水処理、初期費用に大きい影響のある造成工事費も高い。
工事期間	造成工事の期間がもっとも短い。	造成工事の期間だけ時間を要する。	造成工事の期間だけ時間を要する。	造成工事の期間だけ時間を要する。	造成工事の期間だけ時間を要する。
そ の 他	宅地化されているので、給食センターとして利用しなくても、町有地の効用の最大化という課題は残る。	来校者の駐車場の機能回復が必要。 建築基準法第 42 条第１項第５号の指定には、進入路入口にある門扉の撤去等が必要。（注１）	隣接民有地（西側）の取得も考えられるが、困難が予測される。	歩行者用の進入路（階段）や駐輪場の位置を見直す必要があり、現実的に困難である。 また、都市公園内に給食センターは建設できない。	高台にあり、道路勾配がきつい。 また、周辺の町有地は湘南国際村地区地区計画内のため、給食センターは建設できない。

（注１）建築基準法では、建築物を建てる敷地が接しなければならない道路の種類を定めています。葉山中学校の進入路は、公道ではないので同法第 42 条第１項第５号に定める位置指定を神奈川県から受ける必要があります。

（注２）BOD とは、生物化学的酸素要求量とも呼ばれるもっとも一般的な水質指標のひとつです。

〈参考〉

① 傾斜地の宅地造成費の目安

下表は、国税庁のホームページで公開されている市街地農地等の評価に用いられる宅地造成費の金額表（平成 28 年分）です（伐採・抜根費を含みます。）。
実際の宅地造成費は、地質や構造物の構造等によって変わるため、表の金額は、あくまで宅地造成にかかる金額の規模を示す目安にすぎません。

表

傾斜度	金額
3 度超　　5 度以下	11,200 円／㎡
5 度超　　10 度以下	18,900 円／㎡
10 度超　　15 度以下	25,900 円／㎡
15 度超　　20 度以下	41,900 円／㎡

（「財産評価基準書」（国税庁）より）

＊「候補地２ 葉山中学校法面」や「候補地４ 南郷中学校の法面」は、傾斜度が約 20 度で、造成面積を 3,000 ㎡と仮定すると、宅地造成費は 1 億 2,570 万円になります。

＊「候補地３ 役場職員駐車場と、その周辺」や「候補地５ 湘南国際村周辺」は、傾斜度が表の角度を超えるため、宅地造成費がさらに高額、または、宅地造成そのものが困難となります。

② 上山口小学校旧校舎敷地の宅地造成費の目安

上山口小学校旧校舎敷地の前面道路（延長約 50 メートル）を約２メートル後退させ（石積みを含む。）、全幅６メートルの舗装をした場合、葉山町で使用している積算システムにより算出した費用は、約 1,200 万円です（この他に、町道 1111 号線の排水設備を下山川まで整備する場合は、追加費用が発生します。）。

③ 廃水処理施設の整備費の目安

(候補地２)・(候補地３) 公共下水道へ放流	BOD を 1 ﾘｯﾄﾙにつき 600 ﾐﾘｸﾞﾗﾑ未満	約 4,900 万円（見積り）
(候補地１)・(候補地４)・(候補地５) 公共用水域（河川等）へ放流	BOD を 1 ﾘｯﾄﾙにつき 20 ﾐﾘｸﾞﾗﾑ未満	約 9,500 万円（見積り）

＊ BOD とは、生物化学的酸素要求量とも呼ばれるもっとも一般的な水質指標のひとつです（再掲）。

④ 公共下水道の整備費の目安

公共下水道整備の実績から、整備費の目安は 150,000 円／m程度です。
「候補地２ 葉山中学校法面」、「候補地３ 役場職員駐車場と、その周辺」の場合、整備する距離を約 350mと仮定すると、公共下水道の整備費の目安は、約 5,250 万円です。

（４）建設予定地

候補地の比較にあたっては、複数ある比較項目を以下のとおり〔土地利用〕と〔施設整備〕に分類し、評価の視点を設定することによって、長期的な合理性や、導入期や運営における負荷の大きさ等がバランスよく評価されるように努めました。

〔土地利用〕	〔施設整備〕
➢ 土地の形状 ➢ 土地の周辺 ➢ 接道状況 ➢ 周辺道路 ➢ 配送（大規模学校との距離）	➢ 排水 ➢ 熱源 ➢ 初期費用 ➢ 工事期間 ➢ その他

その結果、当初は、「土地の形状（宅地化された平坦地）」であることを最優先に候補地を考えていましたが、歩道と車道が分離されている点で道路事情も良く、また、周辺に学校規模の大きい葉山小学校や葉山中学校があることから、上山口小学校旧校舎敷地よりも配送時間が配送車１台につき 30 分以上（回収を含めると１時間以上）短縮されるので給食の適温管理が徹底され、さらに、公共下水道への接続も可能な『葉山中学校法面』を適地と認め、あらためて建設予定地に決定します。

なお、当該地を含む地域は、葉山町の中心にあり、平成 28 年１月に改定された「葉山町都市計画マスタープラン」において「中心交流拠点（公共施設が集中する業務地）」に位置づけられていることから、長期的なまちづくりの観点からも適地であると考えられます。

（再掲）

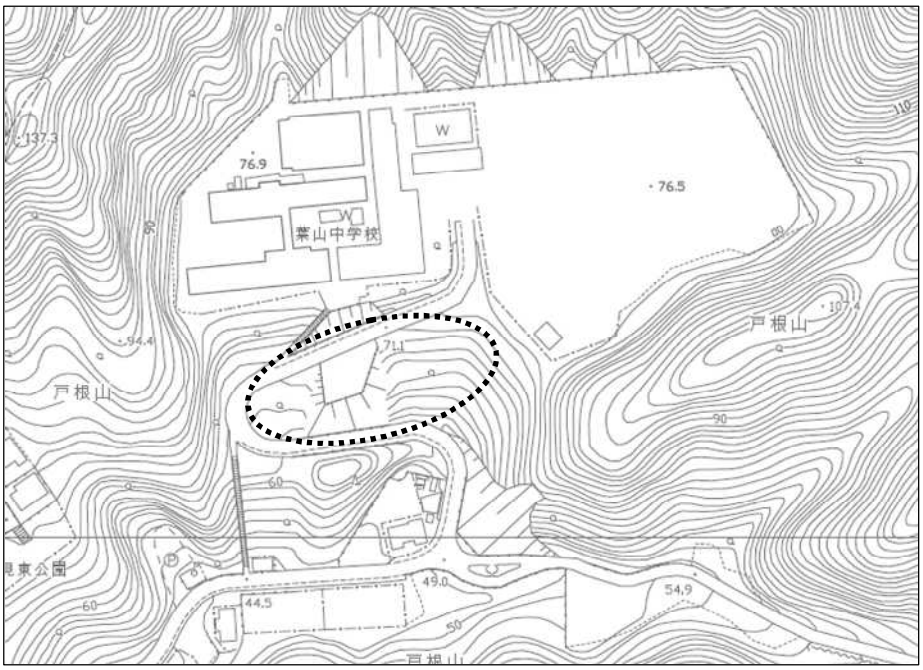

（面積：宅地造成工事の範囲による／建ペイ率 40%・容積率 100%）

5 給食センターの運営方法

（1）ＨＡＣＣＰ（ハサップ）による衛生管理

給食センターは、「学校給食衛生管理基準」（文部科学省）及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」（厚生労働省）に則して、HACCP の考え方に基づき、汚染作業区域（食材の検収室・保管室・下処理室、食缶の返却場等）、非汚染作業区域（調理場、配膳室、食缶の搬出場等）、その他の区域（更衣室、会議室等）を、壁等により明確に区分けします。

HACCP とは？

Hazard Analysis and Critical Control Point

HACCP とは、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析（ Hazard Analysis ）し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという 重要管理点（ Critical Control Point ）を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法です。

この手法は 国連の国連食糧農業機関（ FAO ）と世界保健機関（ WHO ）の合同機関である食品規格（コーデックス） 委員会から発表され、各国にその採用を推奨している国際的に認められたものです。

コーデックスのガイドライン

食品衛生の一般原則（GENERAL PRINCIPLES OF FOOD HYGIENE CAC/RCP 1-1969
別添： HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）システムとその適用のためのガイドライン

（厚生労働省 HP より）

〈ＨＡＣＣＰの考えに基づく施設整備のイメージ〉

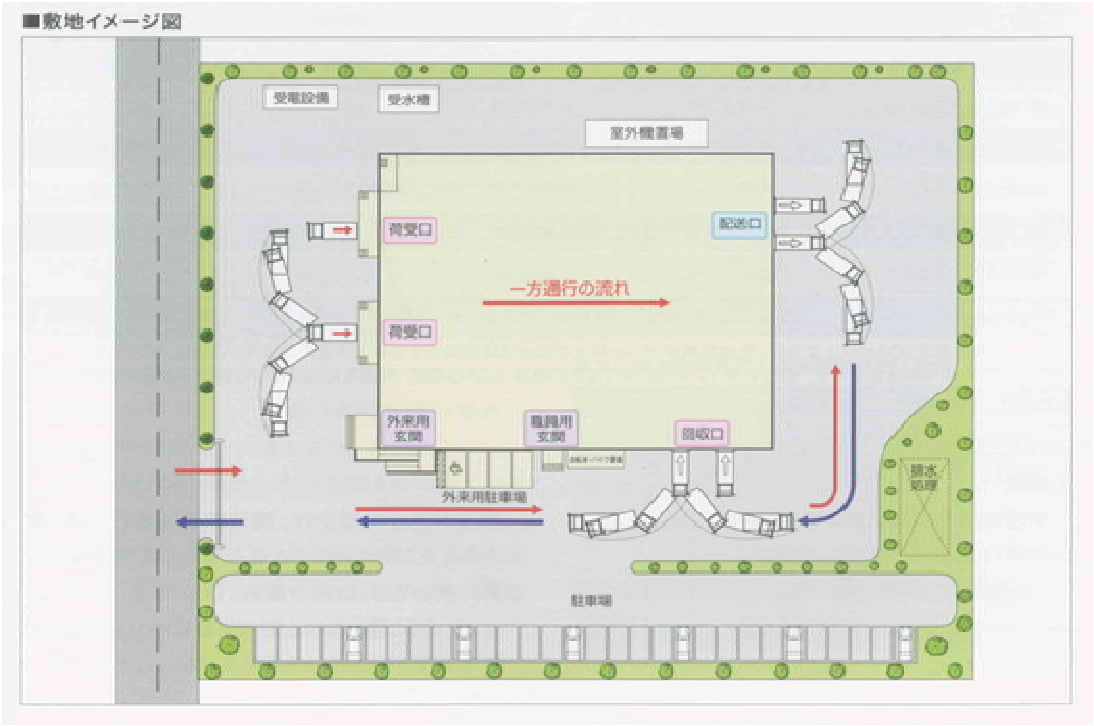

（「学校給食施設設計の手引き」（電化厨房フォーラム 21）より）

（2）ドライシステムの導入

ドライシステムとは、床に水が落ちない構造の施設・設備、機械・器具を使用し、床が乾いた状態で作業するシステムです。

ドライシステムにすることによって、床に有機物や水分を落とさないため細菌の繁殖を防止できるとともに、床からの跳ね水による食品の汚染も防止できます。

また、ドライシステムは、長いゴム前掛や長靴の必要がないため、調理従事者の身体の負担軽減にもなります。

第２ 学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生管理基準

１ 学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生管理基準は、次の各号に掲げる項目ごとに、次のとおりとする。

（１）学校給食施設

①共通事項

一　学校給食施設は、衛生的な場所に設置し、食数に適した広さとすること。また、随時施設の点検を行い、その実態の把握に努めるとともに、施設の新増築、改築、修理その他の必要な措置を講じること。

二　学校給食施設は、別添の「学校給食施設の区分」に従い区分することとし、調理場（学校給食調理員が調理又は休憩等を行う場所であって、別添中区分の欄に示す「調理場」をいう。以下同じ。）は、二次汚染防止の観点から、汚染作業区域、非汚染作業区域及びその他の区域（それぞれ別添中区分の欄に示す「汚染作業区域」、「非汚染作業区域」及び「その他の区域（事務室等を除く。）」をいう。以下同じ。）に部屋単位で区分すること。ただし、洗浄室は、使用状況に応じて汚染作業区域又は非汚染作業区域に区分することが適当であることから、別途区分すること。また、検収、保管、下処理、調理及び配膳の各作業区域並びに更衣休憩にあてる区域及び前室に区分するよう努めること。

三　ドライシステムを導入するよう努めること。また、ドライシステムを導入していない調理場においてもドライ運用を図ること。

（学校給食法第９条第１項の規定に基づく「学校給食衛生管理基準」より）

ドライシステムの床（提供：二宮町）

ドライシステムの床２（提供：二宮町）

（３）献立数・副食数と、給食の量

献立数については、１日当たり最大 2800 食という給食センターの規模から、１献立を基本とします。ただし、厨房機器については、メニューの選択幅が広げられるような機種や配置を検討します。また、副食については、小学校において実施されている２品もしくは３品とします。

なお、年令段階に合わせた給食の量については、「児童又は生徒１人１回当たりの学校給食摂取基準」（下表）をもとに適切に調整します。

区別	基準値			
	児童（6～7 歳）の場合	児童（8～9 歳）の場合	児童（10～11 歳）の場合	児童（12～14 歳）の場合
エネルギー（K cal）	530	640	750	820
たんぱく質（g） 範囲　＊1	20 16～26	24 18～32	28 22～38	30 25～40
脂質（%）	学校給食による摂取エネルギー全体の 25%～30%			
ナトリウム（食塩相当量）（g）	2 未満	2.5 未満	2.5 未満	3 未満
カルシウム（mg）	300	350	400	450
鉄（mg）	2	3	4	4
ビタミン A（u g RE）	150	170	200	300
ビタミン B1（mg）	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミン B2（mg）	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミン C（mg）	20	20	25	35
食物繊維（g）	4	5	6	6.5

（注）　1　表に掲げるもののほか、次に掲げるものについてもそれぞれ示した摂取について配慮すること。

マグネシウム……児童（6 歳～7 歳）70mg、児童（8 歳～9 歳）80mg、児童（10 歳～11 歳）110mg、生徒（12 歳～14 歳）140mg

亜鉛……児童（6 歳～7 歳）2mg、児童（8 歳～9 歳）2mg、児童（10 歳～11 歳）3mg、生徒（12 歳～14 歳）3 ミリグラム

2　この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

＊1　範囲……示した値の内に納めることが望ましい範囲

（学校給食法第８条第１項の規定に基づく「学校給食実施基準」より）

（４）食物アレルギーへの対応

平成 27 年３月に文部科学省から発出された「学校給食における食物アレルギー対応指針」に即したアレルギー対応を図るため、葉山町食物アレルギー対応指針を策定します。

指針は、校長、教頭、保護者、栄養教諭、栄養士、給食担当教諭、教育委員会事務局職員が参加する葉山町食物アレルギー対応指針策定懇話会（平成 28 年度から開催）の意見を参考に、より実践的な内容とすることで、指針の活用による安全・安心な食物アレルギー対応の徹底・充実を図ります。

〈学校給食における食物アレルギー対応の大原則〉

- 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- 学校及び調理場※1の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- 教育委員会等※2は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

※１ 本指針において「調理場」とは、特段の区分がない限り、単独校調理場・共同調理場等を含む、学校給食調理施設全体を指す。

※２ 本指針において「教育委員会等」とは、公立学校における教育委員会のほか、国立大学附属学校における国立大学法人、私立学校における学校法人等、学校の設置者を指す。

（「食物アレルギー対応指針」（文部科学省）より）

（５）食育の推進

学校における食育は、学習指導要領に基づき家庭科や保健体育科等、授業として行われるもののほか、学校給食を活用しても行われます。

そのため、授業についての食育は教職員等による町食育担当者会議が、給食を活用した食育は栄養教諭・栄養士等による葉山町学校給食会栄養士部会がそれぞれ中心となり、平成 28 年度から現状の把握や課題の整理から着手し、給食センター開所後の食育のあり方について検討します。

（６）炊飯

米飯給食については、委託炊飯方式を採用している自治体もありますが、葉山町では、自校炊飯において積み重ねられてきた地産地消と献立の実績を継承するため、給食センターにおいて炊飯します。

（７）異物混入対策

給食センターの外部に開放されている箇所や調理室の入口には、エアカーテン、エアシャワーを設置し、虫やほこり等の侵入を防ぎます。

（８）給食調理の使用熱源

給食センター内の湿度・温度（「学校給食衛生管理基準」によれば、調理場は湿度 80 パーセント以下、温度 25 度以下が望ましい）を適切に管理するため、放熱を抑制できるオール電化を原則とします。

ただし、建設予定地から約 400 メートル離れた所までは都市ガスが供給されていることから、熱効率性、使用上の安全性、イニシャルコスト、ランニングコスト等について、電気と都市ガスの比較を改めて行い、給食調理の使用熱源のベストミックスについて検討します。

（９）ゴミ処理

葉山町一般廃棄物処理実施計画に従い、事業系一般廃棄物の資源化・減量化を進めます。

（10）職員の配置

管理職（所長）と給食に専任する事務職を配置することによって、これまで学校と教育委員会にまたがっていた予算執行や人事管理などの一元化を図り、給食職場の主体性や規律性を高めます。

また、調理員については、「共同調理場規模別学校給食調理員配置状況（公立）」（P10 参照）の平均配置人員を参考に関係者との協議を進めます。

（11）給食の役割の広がり

他の自治体では、給食をつかって高齢者の孤立を防ぐ取り組みや、休日に地域のみんなで給食を食べる交流会など、給食の役割を広げる様々な模索が進んでいます。

葉山町においても、給食センターの利用価値の最大化を目指し、高齢化対策、少子化対策、地域の活性化など、給食を地域課題の解決に役立てることを関係部局に働きかけます。

（12） 給食センターの整備・運営に関する情報発信

給食センターの整備にあたっては、設計や工事の進捗に応じて、適宜、関係者に状況を報告します。

また、献立や食材、アレルギー対応等の給食に直接的に関わる情報については、様々な手法を駆使して、これまで以上に積極的に発信します。

6 配送・運搬に関する留意事項

給食センターから各学校への配送や、配膳室から各教室への運搬については、学校関係者との十分な調整や車両の準備など、引き続き検討を要することが少なくありません。

そこで、ここでは配送や運搬に関する検討をするうえで留意すべき点を以下のとおり示します。

（1）時間割

各学校における現在の給食又は昼食の時間は以下のとおりで、中学校については、昼食（給食）の時間の延長が必要です。

中学校の時間割については、部活動時間への影響も念頭に入れつつ、これまでの時間割の変遷、他地域の事例を学校教育課・校長会議で調査研究し、一定の方向性を示すことによって、各中学校の主体的な検討を支援します。

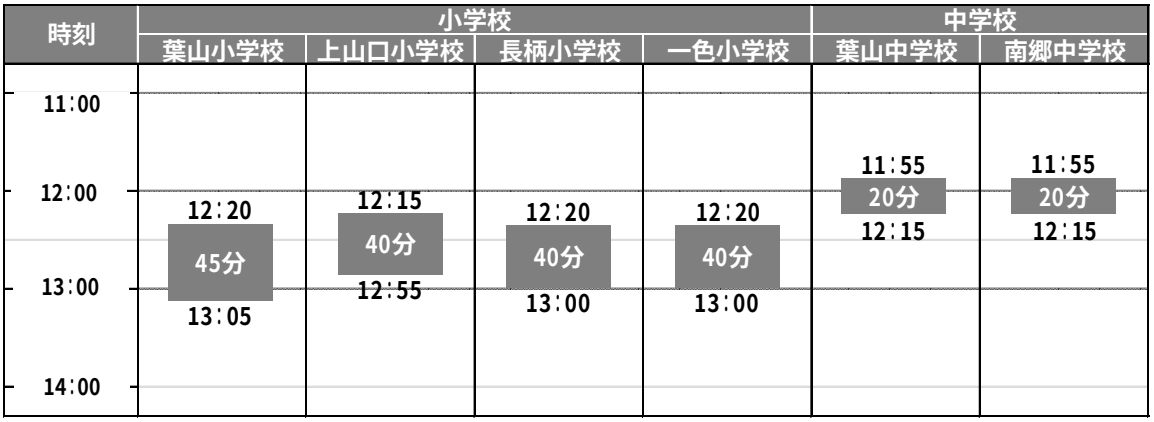

＊ 時間割は、平成 27 年度学校要覧による。

（2）校内運搬に係る整備等

小学校においては、できる限り既存の設備や施設を活用することによってコストを抑制し、中学校では、小学校と同じ運搬方法にとらわれず、学校関係者と十分に協議し、最も適した運搬方法を選択することが大切です。

なお、小学校において実施されているワゴンの児童への手渡しについては、今後も継続されるよう各小中学校の各階に人員を配置します。

（３）配送方法

給食センターと各学校間の配送については、校内や給食センター周辺での配送トラックの走行による影響を最小限に抑えるため、食器類と食物を別々に配送する方法を導入し、２ｔ トラックで配送します。

また、給食の配送及び受け渡しに係る業務等については、作業の安全性が確保できる年齢制限の設定があることを前提に、『一般財団法人 葉山町シルバー人材センター』への委託が、ひとつの手段として考えられます。

〈磁器食器を使用する場合のトラック積載図（イメージ）〉

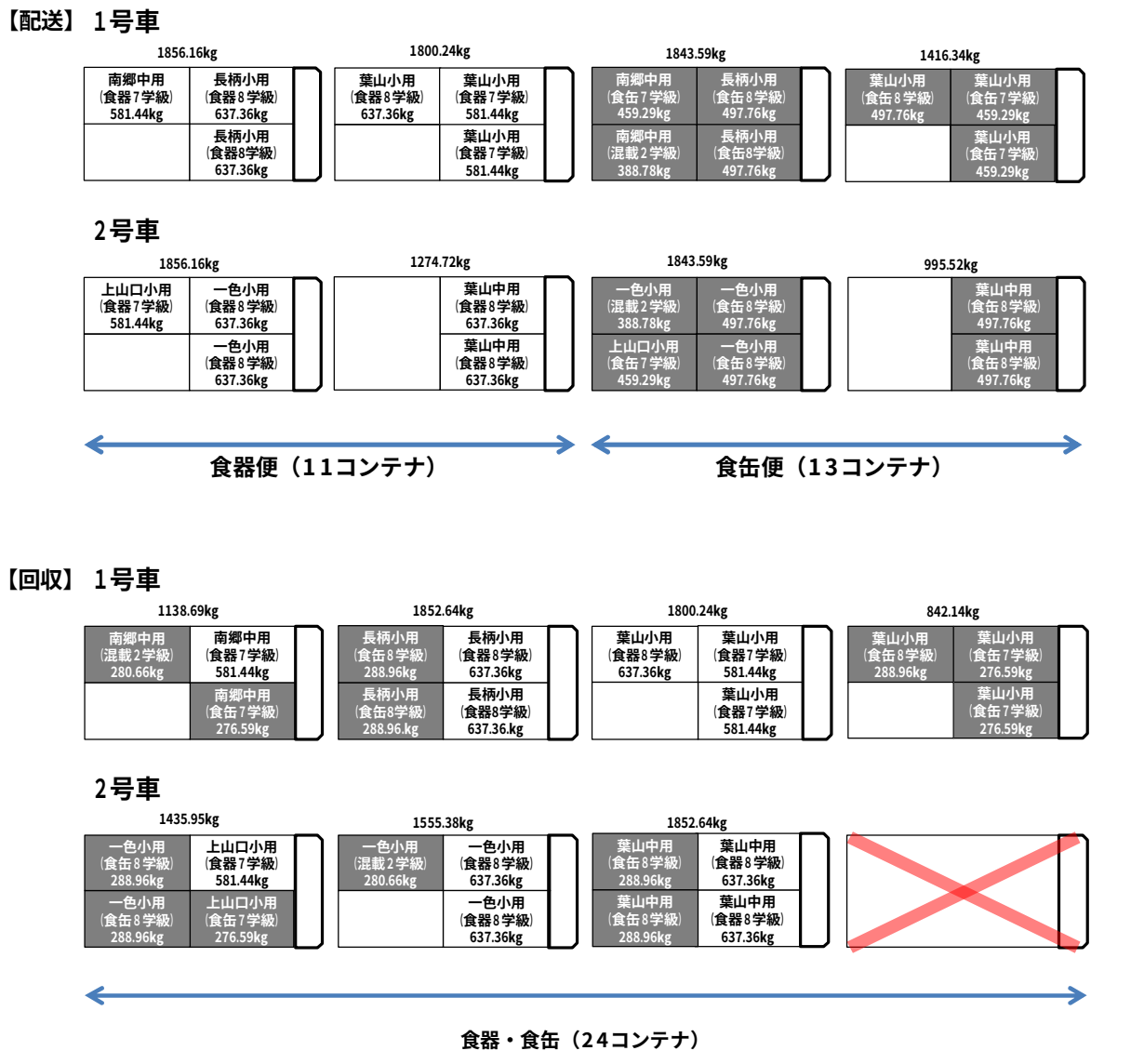

＊ 上記の（案）は、配送の検討にあたって基本となる考え方を検証するためのものであり、配送順、配送ルート、積載方法等については、引き続き検討が必要です。

7 給食センターの整備スケジュール

給食センターの供用開始は、以下のとおり平成 31～32 年度までを目指します。

ただし、平成 28～29 年度に実施する「宅地造成工事のための測量・設計」の結果によっては、供用開始の時期を先送りする場合があります。

年度	項目
平成 28 年度	基本構想（本書）策定
平成 28 年度 ～ 平成 29 年度	宅地造成工事のための測量・設計
平成 29 年度	宅地造成工事
平成 29 年度 ～ 平成 30 年度	給食センター基本設計 建物の構造、配置、各階の基本的なレイアウト、備えるべき設備、内外のデザイン等を基本設計図書としてまとめます。 給食センター実施設計 基本設計図書に基づき、工事に必要な詳細な設計及び工事費の具体的な積算を行います。
平成 30 年度 ～ 平成 31 年度	給食センター建設、設備備品等
平成 31 年度 ～ 平成 32 年度	給食センター供用開始

＊ 給食センター以外の施設整備（小学校の配膳室等の改修、既存給食施設の解体又は改修、中学校の配膳室・小荷物昇降機の整備等）については、平成 29～30 年度に実施する基本設計の中で実施の必要性・方法、スケジュール等を検討します。

＊ 給食センターは、小学校の夏休み期間中に調理員の研修を実施したうえで９月に供用を開始します。

＊ 上記のスケジュールのうち、設計業務の実施にあたっては、生徒会指導を担う教職員と協力し、中学生が参画するワークショップ等の開催を検討します。

8 給食センターの整備費の目安

給食センターの整備費については、調理能力、外構工事の内容、排水設備、既存建物の解体の有無、準備すべき厨房設備・配送車両等によって大きく異なります。

また、小中学校側の配膳室や小荷物昇降機の整備などは、技術的な検討を伴う基本設計を進めなければ、工事の範囲や手法等を明らかにすることが困難です。

そこで、ここでは、現在の学校給食衛生管理基準を満たす神奈川県内の給食センターの整備費を参考として示します。

〈給食センターの整備費〉

	二宮町	大井町
仕　　様	建築面積　1068.75㎡ 延床面積　1421.08㎡ 調理能力　2500食／日 平成22年7月完成	建築面積　1419.76㎡ 延床面積　1850.22㎡ 調理能力　2600食／日 平成20年3月完成
建設工事費	708,960,000円	780,176,000円
建設㎡単価	500,000円	420,000円
外構工事費	11,235,000円	16,590,000円
設計委託料	34,020,000円	38,378,000円
監理委託料	13,125,000円	
備品購入費	6,498,000円	18,550,000円
計	773,838,000円	853,694,000円

＊ ここ数年、建築物の工事費は上昇しています。

葉山町学校給食基本構想

平成 28 年 9 月 発行

発　行　　葉山町教育委員会
〒240-0112 神奈川県三浦郡葉山町堀内 2050 番地の 9
TEL　046（876）1111（代表）
FAX　046（876）1861
H P　http://www.town.hayama.lg.jp/
編　集　　葉山町教育委員会教育部教育総務課・学校教育課